



令和 7 年度那覇市保育所等可動間仕切り等支援事業

【再募集】

募 集 要 項

募集期間

令和 7 年 5 月 22 日 (木) ~ 令和 7 年 6 月 20 日 (金)

那覇市こどもみらい部
こども政策課

趣旨

- 本市では、待機児童解消の実現と保育環境の改善を図ることを目的に、狭隘な保育室を入所者のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事を計画している事業者に対し、国庫補助金等を活用し予算の範囲内において補助金の交付を行ないます。
- 本要項は、認可保育所及び私立認定こども園（以下、対象保育所等という。）の改修を計画し、国庫補助金等の活用を希望する者（以下、事業者という）の応募に係る手続き等必要な事項を取りまとめたものです。
- 活用を予定している補助金は、こども家庭庁との事前協議により補助事業に採択される必要があります。こども家庭庁との協議が行なわれなかった場合、又は協議は行われたが採択されなかった場合には、本募集を取消すことについて予めご承知おきください。**

1 募集概要

(1) 補助金

国庫補助金名	就学前教育・保育施設整備交付金
負担割合	国 1/2、市 1/4、事業者 1/4
補助金額	<p>下記のいずれか低い方が補助金額となります。</p> <p>①実支出額 × 3/4</p> <p>②公的機関の見積り、工事請負業者 2 社の見積りのうち、いずれか低い方に 3/4 を乗じた額</p> <p>※補助金の交付上限額は本市予算の範囲内とし、1 事業者あたりの国及び市の補助合計額は 750 万円を上限とします。</p>
対象経費	「那覇市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱」に基づき決定します。

(2) 対象期間

令和 7 年度の完了を原則とします。

(2) 再募集スケジュール

再募集開始日	令和 7 年 5 月 22 日（木）
質問受付期間	令和 7 年 5 月 22 日（木）から同年 6 月 13 日（金） ※本要項の問合せアドレスあてメールで行ってください。
再募集終了日	令和 7 年 6 月 20 日（金）15:00 まで ※期間厳守 〈応募書類提出先〉那覇市役所本庁舎 3 階 こども政策課窓口 ※提出は、事前に担当あて連絡のうえ来課されてください。

結果通知	令和7年8月4日（月）から令和7年8月8日（金）頃
協議書等の提出	（※採択された事業者のみ）令和7年8月15日（金）頃

(4) 採択予定件数

2 事業者

2 対象要件

(1) 対象者

応募者は下記①～④をすべて満たすこと。

- ① 本市において、認可保育所及び私立認定こども園を運営している者。
- ② 運営法人が対象施設の建物の所有者であること。
- ③ 本事業を行うにあたって、必要な資力・信用があること。
- ④ その他、市長が不適当と認める事由を要しないこと。

(2) 対象保育所等の条件

本市に所在する対象保育所等のうち、入居者のニーズに合わせた保育室の整備を行うため、可動間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事を実施すること。

(3) 対象事業について

- ① 対象保育所等の可動間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事による整備で、各種検査及び引き渡しまで含めて令和7年度内で完了できる事業を対象とします。

- ② 補助対象経費が500万円以上のものとします。（補助上限は750万円）

(4) 対象保育所等の立地する用地について応募者所有ではない場合は、本事業に係る施設整備について、土地所有者へ承諾を得てください。

(5) 事業期間中の施設運営について

工事期間中において、入園児に影響が及ばないよう配慮してください。

3 提出書類

	必 要 書 類	チェック
(1)	整備計画書（別添様式）	<input type="checkbox"/>
(2)	公的機関の見積り及び民間工事請負業者2社の合計3社の見積り (※公的機関の見積り取得が困難な場合は、民間工事請負業者3社の見積り)	<input type="checkbox"/>
(3)	対象保育所等の登記簿謄本	<input type="checkbox"/>

(4)	対象保育所等の位置図	<input type="checkbox"/>
	〃 平面図	<input type="checkbox"/>
	〃 外観及び施設内部の写真	<input type="checkbox"/>
(5)	※対象保育所等が国庫補助金を活用している場合 補助金交付申請書 補助金精算書写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(6)	過去3年間の対象保育所修繕に要した経費が分かる固定資産管理台帳	<input type="checkbox"/>
(7)	整備後の配置図、平面図、立面図その他の保育室の面積、階段、便所及び調理室の配置・規模が分かる書類	<input type="checkbox"/>
(8)	直近の決算書及び予算書その他自己資金の確保を証明する書類	<input type="checkbox"/>
(9)	施設整備に関する土地所有者の承諾書（土地賃借の場合に限ります）	<input type="checkbox"/>

5 選考方法

選考は、応募書類及び本市において行う現地調査に基づき、本市こどもみらい部内に設置する選考委員会において、対象施設の状況、事業計画の内容、その他対象施設の運営状況等を総合的に勘案し、当該補助事業候補者及び順位を決定します。

6 留意事項

- (1) 応募に要する費用は応募者の負担とします。
- (2) 本事業1園につき1申請に限ります。
- (3) こども家庭庁との事前協議が行なわれなかった場合、又は協議は行われたが採択されなかった場合には本募集を取消すことについて予めご承知おきください。
- (4) 応募者の選考の取消等があった場合には、本市は一切の補償義務を負わないものとします。
- (5) 必要に応じて、追加資料を提出してください。
- (6) 本市から指示があった場合を除き、提出後の資料の修正、変更、差替え等はできないものとします。
- (7) 提出資料の返却は行いません。
- (8) 工事業者との契約は、補助金交付決定通知を受けてから行ってください。(補助金決定通知を受ける前に契約締結した場合、補助の対象外となります。)
- (9) 改修工事に関して、保護者に対し丁寧な説明を実施し同意を得てください。
- (10) 当該補助事業に選定されたものは、補助金交付申請手続き、その他必要事項について

て、本市こども政策課と協議・調整を行ってください。

- (11) 公募内容についての質問等は、令和7年6月13日（金）までに下記連絡先へメールで行ってください（任意様式）。回答については、本市ホームページに掲載します。

7 選考後の通知

選考結果は、応募者へ書面にて通知を行ないます。

8 補助事業候補者の取消

本市において当該事業実施が困難と判断した場合については、当該補助事業候補者選考の取り消しを行うものとします。

【お問合せ先】

那覇市こどもみらい部こども政策課

こども施設グループ： 伊波、賀数、仲田

メール： KM-SEI001@city.naha.lg.jp

電話： 098-861-2110